湖西市規則第34号

湖西市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年10月9日

湖西市長　田内 裕之

湖西市会計規則の一部を改正する規則

湖西市会計規則（昭和53年湖西市規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章　総則（第1条―第6条）
第2章　出納機関（第7条―第13条）
第3章　収入（第14条―第29条）
第4章　支出（第30条―第65条）
第5章　指定金融機関等（第66条―第82条）
第6章　有価証券及び基金（第83条―第89条）
第7章　歳入歳出外現金及び保管有価証券（第90条―第93条）
第8章　決算（第94条・第95条）
第9章　帳簿及び計算書（第96条―第100条）
第10章　検査（第101条―第104条）
附則

第2条中「、迅速に」を「迅速に」に改める。

第6条を削る。

第5条中「、その他」を「その他」に、「、有価証券」を「及び有価証券」に改め、第1章中同条を第6条とする。

第4条中「、その他」を「その他」に、「、確実に」を「確実に」に改め、同条を第5条とし、第3条の2を第4条とする。

第7条第1項中「その他の会計職員」を「分任出納員、現金取扱員及び会計事務職員」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中「あつた」を「あった」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第2項中「次条」を「会計管理者は、次条」に、「よる」を「より交付する」に改め、「当該」の次に「釣銭資金の交付を受けた」を加える。

第9条第3項中「しなくなつた」を「しなくなった」に改める。

第10条第4項中「払込まなければならない」を「払い込まなければならない」に改める。

第11条中「届出しなければならない」を「届け出なければならない」に改める。

第12条第1項中「直ちに」を削り、「は会計管理者に」を「及び会計事務職員にあっては直接」に、「その他の会計職員は、」を「分任出納員及び現金取扱員にあっては」に、「へて」を「経て直ちに」に改める。

第13条中「の各号」を削り、「引継がなければならない」を「引き継がなければならない」に改め、同条第1号中「第113条で定める」を「第97条の」に、「締切り」を「締め切り、」に、「記名押印する」を「署名又は記名押印をすること」に改め、同条第2号中「記名押印する」を「署名又は記名押印をすること」に改め、同条第3号中「事務引継ぎ」を「事務引継」に改め、「確認する」の次に「こと」を加え、同条第4号中「事務引継書は」を「事務引継書には」に、「記名押印し」を「署名又は記名押印をし、」に改め、「提出しなければならない」の次に「こと」を加え、同条第5号中「自から」を「自ら」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、「しなければならない」の次に「こと」を加える。

第14条第1項中「徴収」を「徴収し、」に、「得て、直ちに会計管理者に送付しなければならない」を「得なければならない」に改める。

第15条中「おいても同様とする」を「ついて準用する」に改める。

第16条中「次」を「第14条第1項の規定にかかわらず、次」に、「手続き」を「手続」に改め、同条第2号中「その他」を「前号に掲げるもののほか、」に改める。

第17条を削る。

第18条第1項中「様式第8号の1、様式第8号の4」を「様式第7号、様式第8号」に改め、同条第2項中「よりがたい」を「規定する様式により難い」に改め、同条を第17条とする。

第19条第1項中「亡失」を「亡失し、」に改め、同条第2項中「により再交付をするとき」を「の場合において」に、「その」を「再交付する納入通知書の」に改め、「再交付」」の次に「の文字」を加え、同条を第18条とする。

第20条中「払込しなければならない」を「払い込まなければならない」に改め、同条を第19条とし、第21条を第20条とする。

第22条第1項中「をもつて」を「をもって」に、「及び出納員等」を「、出納員等」に改め、同条第2項中「前項の」を「、前項の規定により」に改め、同条を第21条とする。

第23条第2項中「あつた」を「あった」に改め、同条を第22条とする。

第24条第2項中「あつた」を「あった」に改め、同条を第23条とする。

第25条を第24条とする。

第26条中「収入金で」の次に「金券等の」を加え、「様式第12号」を「様式第11号」に改め、同条を第25条とする。

第27条中「、その他いつたん」を「その他一旦」に改め、同条を第26条とする。

第28条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条を第27条とする。

第29条の見出し中「繰越」を「繰越し」に改め、同条第1項中「ならなかつた」を「ならなかった」に、「繰越に」を「繰越しに」に、「繰越す」を「繰り越す」に改

め、同条第2項中「繰越に」を「繰越しに」に改め、同条を第28条とする。

第30条中「、その他」を「その他」に改め、「作成し」の次に「、会計管理者の合議を経て」を加え、「得て、会計管理者に送付しなければならない」を「得なければならない」に改め、同条を第29条とする。

第4章中第31条を第30条とする。

第32条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「寄付金」を「寄附金」に改め、同条第6号中「、償還金」を「及び償還金」に改め、同条第9号中「含む」を「を含む」に改め、同条第10号中「諸払戻し金」を「諸払戻金」に改め、同条第12号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第31条とする。

第33条中「支出命令しよう」を「支出をしよう」に、「及び」を「又は」に改め、同条を第32条とする。

第34条第1項中「前条に規定する」を「前条の」に、「、氏名」を「及び氏名」に改め、同条第2項中「会計毎」を「会計ごと」に改め、同条を第33条とする。

第35条を第34条とする。

第36条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「及び」を「又は」に改め、同条を第35条とする。

第37条を削る。

第38条第1項中「うけた」を「受けた」に改め、同条第2項中「当該命令書等」を「支出命令書等」に改め、同条を第36条とする。

第39条中「支払い」を「支払」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条を第37条とする。

第40条を削る。

第41条中「、取消」を「取り消し、」に、「第33条」を「第32条」に、「手続き」

を「手続」に改め、同条を第38条とする。

第42条を削る。

第43条中「徴して」の次に「支払い、又は」を加え、同条を第39条とする。

第44条中「様式第24号」を「様式第12号」に、「あつた」を「あった」に、「隔地払い」を「隔地払」に、「様式第25号」を「様式第13号」に改め、同条を第40条とする。

第45条中「あつた」を「あった」に、「様式第27号」を「様式第14号」に、「第81条」を「第77条」に改め、同条を第41条とし、第45条の2を第42条とする。

第45条の3中「第45条」を「第41条」に改め、同条を第43条とし、第46条を第44条とする。

第47条第1項中「様式第28号」を「様式第15号」に、「様式第29号」を「様式第16号」に、「様式第30号）をもつて」を「様式第17号）をもって」に、「かえる」を「代える」に改め、同条第2項及び第3項中「をもつて」を「をもって」に、「かえる」を「代える」に改め、同条を第45条とする。

第48条第1項中「の各号」を削り、「収入又は支出の振替をしようとするとき」を「場合」に、「及び」を「又は」に改め、同項第4号中「一時繰替」を「一時繰り替え、」に改め、同項第5号中「誤謬」を「の誤り」に改め、同項第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条第2項中「会計管理者は前項により」を「前項各号に掲げる場合において、」に、「場合は、」を「ときは、会計管理者が交付する」に、「様式第34号）を交付して」を「様式第18号）により」に改め、同条を第46条とする。

第48条の2第2項中「この場合の手続」を「前条第2項の規定」に、「前条第2項の規定を」を「前項の規定による流用の手続について」に改め、同条を第47条とする。

第49条を第48条とする。

第49条の2中「次の各号」を「、次」に改め、同条を第49条とする。

第50条中「市長」を「、市長」に改める。

第51条中「各号」の次に「に掲げる経費の区分に応じ、当該各号」を加え、「ところによる」を「額とする」に改め、同条第1号中「にあつては1か月分」を「　1か月分」に、「以内の金額とする。」を「（その額が20万円を超える場合は、1回の請求当たり20万円）」に改め、同号ただし書を削り、同条第2号中「にあつてはその所要」を「　所要」に改める。

第52条第1項ただし書中「の各号」を削り、「手元」を「、手元」に改め、同項第2号中「もので」を「場合において、交付する前渡資金の額が」に、「範囲内の金額」を「額以内であるとき。」に改め、同条第3項中「手続き」を「手続」に改める。

第53条中「支払い」を「支払」に、「うえ」を「上」に改め、同条ただし書中「かわる」を「代わる」に、「をもつてかえる」を「をもって領収書に代える」に改める。

第54条第1項中「ところにより」を「経費の区分に応じ、当該各号に定める日までに」に、「提出しなければならない」を「提出して精算をしなければならない」に改め、同項第1号中「にあつては、当該」を「　当該」に、「翌月5日迄に精算しなければならない。」を「翌月5日（当該資金の交付を受けた月内に当該資金に不足を生ずる見込みであるときは、不足する分の前渡資金を請求する日）」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「にあつては、支払完了」を「　支払完了」に、「以内に精算しなければならない。」を「後の日」に改め、同条第2項中「前渡資金精算書」を「精算書」に改める。

第55条の見出し中「前渡資金精算書」を「精算書」に改め、同条中「前条」を「、前条」に改める。

第56条中「様式第36号」を「様式第19号」に改める。

第57条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第58条中「をもつて支払い」を「をもって支払」に改め、「もの」の次に「とする。」

を加える。

第59条中「もので」を「場合において」に改める。

第60条中「の各号」を削り、同条第1号中「かかる」を「係る」に、「、建築」を「又は建築」に改め、同条第2号中「をもつて」を「をもって」に改める。

第62条を削る。

第63条中「別」を「、別」に改め、同条を第62条とする。

第64条第1項中「繰替を」を「繰替払を」に改め、「、繰替払受払簿（前渡資金受払簿に準ずる。）により繰替の状況を明らかにし」を削り、「繰替使用した」を「繰り替えて使用した」に、「振替える」を「振り替える」に改め、同条第2項中「第54条第1項、第2項及び」を削り、「場合にこれを」を「繰替払計算書ついて」に、「「精算書」を「同条中「精算書」に改め、「（様式第 39 号）」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2　繰替払をしたときは、遅滞なく繰替払計算書を作成し、証拠書類を添えて市長に提出しなければならない。

第64条を第63条とする。

第65条中「なつた」を「なった」に、「若しくは」を「又は」に、「戻入命令書」を「、戻入命令書」に、「様式第41号」を「様式第20号」に、「支出した」を「誤払、過払、資金前渡又は概算払をした」に改め、同条を第64条とする。

第66条を削り、第67条を第65条とし、第5章中第68条を第66条とする。

第69条第1項各号列記以外の部分中「従い」を「応じ、当該各号に定める」に、「及び」を「又は」に改め、同条を第67条とする。

第70条中「とし、市役所派出所においては、土曜日、休日を除き午前9時から午後3時まで」を削り、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、前条第3項の派出所の出納取扱時間は、市の休日以外の日の午前9時から午後3時までとする。

第70条を第68条とする。

第71条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「納入通知書」」を「納入通知書等」」に、「受入」を「受入れ」に改め、同条を第69条とする。

第72条中「会計毎」を「会計ごと」に改め、同条を第70条とし、第73条を第71条とする。

第74条第1項中「あつた」を「あった」に、「受入れ」を「受け入れ」に改め、同条第2項中「前項により」を「指定金融機関等は、」に、「又は」を「及び前項の現金の」に、「当日分の納入済通知書等」を「当該収納金及び現金」に、「のち」を「後」に改め、「各号」の次に「に掲げる指定金融機関等の区分に応じ、当該各号」を加え、同項第1号中「指定代理金融機関等は、」を「指定代理金融機関等　」に、「様式第43号）を」を「様式第21号）を2通」に改め、「送付しなければならない」の次に「こと」を加え、同項第2号中「指定金融機関は、前号の湖西市出納日計表（収納代理金融機関用）と」を「指定金融機関　」に、「収納したものを含めて、湖西市出納日計表（総括）（様式第44号）及び」を「受け入れた収納金及び現金について」に、「様式第45号」を「様式第22号）を、自ら及び指定代理金融機関等が受け入れた収納金及び現金について湖西市出納日計表（総括）（様式第23号」に、「これに湖西市出納日計表（収納代理金融機関用）及び当日分の」を「自らが受け入れた現金に係る納入済通知書並びに前項の規定により指定代理金融機関等から送付を受けた文書2通のうち各1通及び」に改め、「提出しなければならない」の次に「こと」を加え、同条を第72条とする。

第75条第1項中「、預金回金依頼書（様式第46号）により」を削り、同項ただし書中「預金回金依頼書によらないことができる」を「この限りでない」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「その」を「当該」に改め、同条第3項中「前項の」の次に「規定による」を、「とき」の次に「及び第1項ただし書の規定による回金があったとき」を加え、「受入れなければならない」を「受け入れなければならない」に改め、同条を第73条とする。

第76条を削る。

第77条第1項中「納入通知書等」の次に「又は返納通知書」を加え、同条第2項を

削り、同条を第74条とする。

第78条第1項中「納入通知書に」を「納入通知書等に」に、「あつた」を「あった」に改め、同条第2項中「定め」を「規定」に、「支払い」を「支払」に、「あつた」を「あった」に改め、同条を第75条とする。

第79条を削り、第80条を第76条とし、第81条を第77条とする。

第82条第1項中「あつたときは」を「あったときは、」に改め、同条を第78条とする。

第83条中「あつた」を「あった」に、「振替え」を「振替」に改め、同条を第79条とする。

第84条及び第85条を削る。

第86条中「指定代理金融機関は、」を「指定代理金融機関にあっては」に、「帳簿書類等、収納代理金融機関にあつては」を「帳簿書類等を、収納代理金融機関にあっては」に改め、同条を第80条とし、第87条を第81条とし、第88条を第82条とし、第89条から第92条までを削る。

第6章を削る。

第97条中「場合は、」を「場合は」に、「様式第53号）払出」を「様式第24号）を、払出し」に、「様式第54号」を「様式第25号」に改め、第7章中同条を第83条とする。

第98条中「前条」の次に「の規定」を加え、「様式第55号」を「様式第26号」に改め、同条を第84条とし、第99条を第85条とする。

第100条の見出し中「受払」を「受払い」に改め、同条中「受入を」を「受入れを」に、「場合は、」を「場合は」に、「様式第56号）、払出」を「様式第27号）を、払出し」に、「様式第57号」を「様式第28号」に改め、同条を第86条とし、第101条を第87条とする。

第102条中「第97条」を「第83条」に改め、同条を第88条とする。

第103条中「第100条」を「第86条」に、「ときは、」を「ときは」に、「様式第58号）、基金に属する有価証券については、」を「様式第29号）により、前条において準用する第83条の規定による通知書又は命令書の送付を受けたときは」に改め、「有価証券受払簿」の次に「（様式第26号）」を加え、同条を第89条とする。

第7章を第6章とする。

第8章中第104条を第90条とする。

第105条第4号中「かかる」を「係る」に改め、同条第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第91条とする。

第106条及び第107条を削る。

第108条中「受払及び出納、」を「受払い、出納」に、「事務手続き」を「事務手続」に改め、同条を第92条とする。

第109条中「市が」を「第83条及び第84条の規定は、市が」に、「出納は、前章の規定を」を「出納について」に、「有価証券受払簿は、保管有価証券受払簿（様式第59号）」を「同条中「有価証券受払簿（様式第26号）」とあるのは、「保管有価証券受払簿（様式第30号）」と読み替えるもの」に改め、同条を第93条とする。

第8章を第7章とする。

第110条中「あたつて」を「当たって」に改め、第9章中同条を第94条とする。

第111条中「、その他」を「その他」に改め、同条を第95条とする。

第9章を第8章とする。

第112条第3号中「様式第60号」を「様式第31号」に改め、同条第5号中「有価証券受払簿」の次に「（様式第26号）」を加え、同条第7号を削り、同条第8号中「保管有価証券受払簿」の次に「（様式第30号）」を加え、同号を同条第7号とし、第

10 章中同条を第 96 条とする。

第 113 条を第 97 条とする。

第 114 条を削る。

第 115 条中「帳簿」を「前 2 条の帳簿（次条において単に「帳簿」という。）」に改め、同条を第 98 条とする。

第 116 条第 1 項中「そう入」を「挿入」に改め、同条第 2 項中「の各号」を「に掲げるところ」に改め、同項第 1 号中「つけなければならない」を「付けなければならないこと」に改め、同項第 2 号中「よつて」を「よって」に改め、「記録しなければならない」の次に「こと」を加え、同項第 3 号中「よらなければならない」の次に「こと」を加え、同項第 4 号中「、戻入又は」を「又は戻入若しくは」に、「朱書しなければならない」を「朱書きしなければならないこと」に改め、同号ただし書を削り、同項第 5 号中「付さなければならない」の次に「こと」を加え、同条を第 99 条とする。

第 117 条中「様式第 61 号」を「様式第 32 号」に改め、同条を第 100 条とする。

第 10 章を第 9 章とする。

第 118 条の見出し中「定期」を「定期検査」に改め、同条第 1 項中「支払い」を「支払」に改め、同条第 3 項中「若しくは」を「又は」に改め、第 11 章中同条を第 101 条とする。

第 119 条第 1 項中「指定金融機関等の」を「前条第 1 項の規定による」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第 2 項中「の検査を行うとき」を「に規定する場合において」に、「立会せなければならない」を「立ち会わせなければならない」に改め、同条を第 102 条とする。

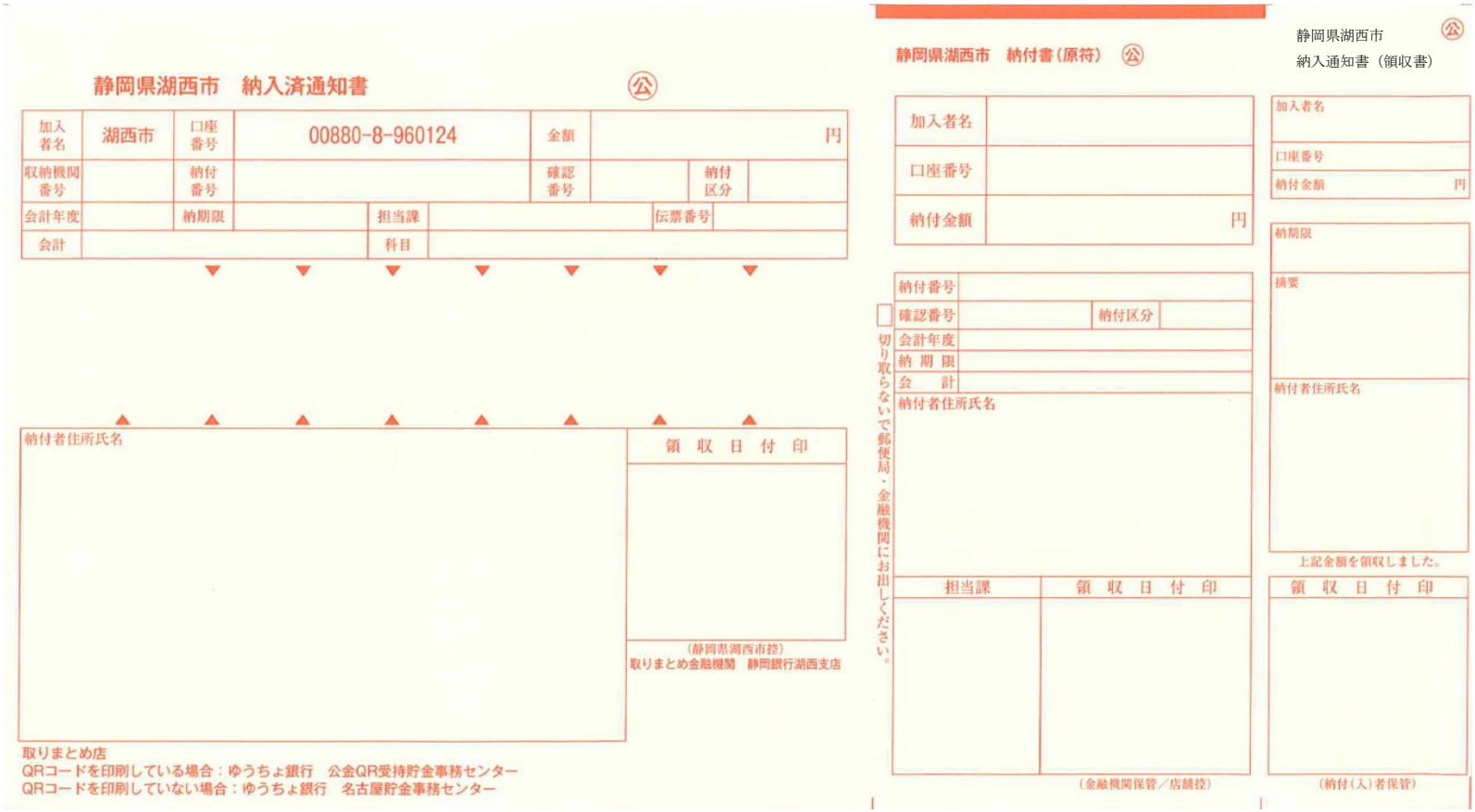
第 120 条中「前条の」を「第 101 条第 1 項の規定による」に、「すみやか」を「、速やか」に改め、同条を第 103 条とする。

第 121 条第 1 項中「、資金前渡者」を「及び資金前渡者」に改め、同条を第 104 条とする。

第 11 章を第 10 章とする。

様式第 7 号を次のように改める。

様式第７号（第 17 条関係）



静岡県湖西市　納入済通知書　公

加入者名	湖西市	口座番号	00880-8-960124	金額	円		
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分	
会計年度		納期限		担当課		伝票番号	
会計				科目			

納付者住所氏名	領収日付印

（静岡県湖西市控）
取りまとめ金融機関　静岡銀行湖西支店

取りまとめ店
QRコードを印刷している場合：ゆうちょ銀行　公金QR受持貯金事務センター
QRコードを印刷していない場合：ゆうちょ銀行　名古屋貯金事務センター

静岡県湖西市　納付書（原符）　公

加入者名	
口座番号	
納付金額	円

納付番号			
確認番号		納付区分	
会計年度			
納期限			
会計			

納付者住所氏名

担当課	領収日付印

（金融機関保管／店舗控）

切り取らないで郵便局・金融機関にお出しください。

静岡県湖西市　公
納入通知書（領収書）

加入者名
口座番号
納付金額　円

納期限
摘要
納付者住所氏名

上記金額を領収しました。

領収日付印

（納付（入）者保管）

様式第8号の1から様式第8号の3までを削る。

様式第8号の4中「第18条」を「第17条」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第9号中「第20条」を「第19条」に改め、様式第10号中「第25条」を「第24条」に改める。

様式第11号を削る。

様式第12号中「第26条」を「第25条」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第13号から様式第23号までを削る。

様式第24号中「第44条」を「第40条」に改め、「㊞」を削り、「湖西市長
殿」を「（宛先）湖西市長」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第25号中「第44条」を「第40条」に、「して下さい」を「してください」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第26号を削る。

様式第27号中「第45条」を「第41条」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第28号中「第47条」を「第45条」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第29号中「第47条」を「第45条」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第30号中「第47条」を「第45条」に、「(あて先」を「　(宛先」に改め、「㊞」を削り、同様式を様式第17号とする。

様式第31号から様式第33号までを削る。

様式第34号中「第48条」を「第46条」に、「

払　　出	受　　入

」を「

払　　出　　し	受　　入　　れ

」に、「振替えて下さい」を「振り替えてください」に、「

(甲)公金振替(払出)済通知書 払　　出	(乙)公金振替(受入)済通知書　No. 受　　入

」を「

(甲)公金振替(払出し)済通知書 払　　出　　し	(乙)公金振替(受入れ)済通知書　No. 受　　入　　れ

」に、「振替(払出)ました」を「振替(払出し)をしました」に、「振替(受入)ました」を「振替(受入れ)をしました」に改め、「㊞」を削り、「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第35号を削る。

様式第36号中「前渡資金受領額又は精算による返納額(朱書)」を「前渡資金受領額又は精算による返納額(朱書き)」に改め、同様式を様式第19号とする。

様式第37号から様式第40号までを削る。

様式第41号中「第65条」を「第64条」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第42号を削る。

様式第43号（その1）中「第74条」を「第72条」に改め、「収納代理控」を削り、同様式を様式第21号とする。

様式第43号（その2）から様式第44号までを削る。

様式第45号中「第74条」を「第72条」に改め、同様式を様式第22号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第23号(第72条関係)

湖西市出納日計表(総括)

年　　月　　日分

受　　高			払　　高			残　　高
一般歳入	公金振替	計	一般歳出	公金振替	計	

上記のとおり受け払いましたから報告します。

(宛先)

湖西市会計管理者

年　　月　　日

湖西市指定金融機関

様式第46号から様式第52号までを削る。

様式第53号中「第97条」を「第83条」に、「受入れられたい」を「受け入れられたい」に改め、「印」を削り、「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第24号とする。

様式第54号中「第97条」を「第83条」に改め、同様式を様式第25号とする。

様式第55号中「第98条」を「第84条、第89条、第96条」に、「

受　　入	払　　出

」を「

受　　入　　れ	払　　出　　し

」に改め、同様式を様式第26号とする。

様式第56号中「第100条」を「第86条」に改め、同様式を様式第27号とする。

様式第57号中「第100条」を「第86条」に改め、「印」を削り、「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第28号とする。

様式第58号中「第103条」を「第89条」に改め、同様式を様式第29号とする。

様式第59号中「第109条」を「第93条、第96条」に改め、同様式を様式第30号とする。

様式第60号中「第112条」を「第96条」に改め、同様式を様式第31号とする。

様式第61号中「第117条」を「第100条」に改め、同様式を様式第32号とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行し、改正後の様式第7号の規定は、令和8年10月1日から適用する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の様式の規定は、この規則の施行の日以後に作成する文書等について適用し、同日前に作成した文書等については、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式の用紙は、この規則の施行後においても、なお使用することができる。

（湖西市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正）

4　湖西市予算の編成及び執行に関する規則（昭和59年湖西市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「、湖西市会計規則第33条の規定により」を削る。

（湖西市学校給食費徴収規則の一部改正）

5　湖西市学校給食費徴収規則（令和8年湖西市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第7条第3項」を「第7条第2項」に改める。

（老人福祉法第28条の規定に基づく負担金徴収規則の一部改正）

6　老人福祉法第28条の規定に基づく負担金徴収規則（昭和52年湖西市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第18条」を「第17条第1項の規定」に改める。

（湖西市開発行為等に関する規則の一部改正）

7　湖西市開発行為等に関する規則（平成18年湖西市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第26条中「第18条第1項」を「第17条第1項」に改める。